

緑地協定申請から認可の流れ

全員協定：都市緑地法第45条に基づく協定

一人協定：都市緑地法第54条に基づく協定

全員協定
土地所有者

一人協定
開発事業者

(1)事前相談

(2)認可申請 (第1号様式)

(3)公告・縦覧

(4)区長より認可書の交付 (第2号様式)

(5)認可の公告・縦覧

(6) 2以上の土地所有者等が存すること
となった旨の届
(第8号様式)

緑地協定効力発生

【土地所有者または開発事業者】

(1)事前相談

協定内容について、申請前に練馬区にご相談ください。

(2)認可申請

提出書類は練馬区ホームページにてご確認ください。

【練馬区みどり推進課】

(3)公告・縦覧

全員協定の場合、認可申請を受理後に公告・縦覧を行います。提出のあった緑地協定書については、練馬区みどり推進課で閲覧します。縦覧期間中、関係人は意見書を提出することができます。

(4)区長より認可書の交付

認可通知書を送付します。

(5)認可の公告・縦覧

認可の公告をし、緑地協定書を練馬区みどり推進課および練馬区ホームページにて閲覧します。

【土地所有者または開発事業者】

(6) 2以上の土地所有者等が存することとなった旨の届

認可日から起算して3年以内に区域内の土地所有者が2以上になった時点で、全員協定(45条協定)と同一の効力を有するため、届け出を提出してください。

緑地協定の加入・変更・廃止について

- 加入：①緑地協定区域内の土地所有者が加入する場合は、加入届を提出してください。(第5号様式)
②緑地協定区域隣接地の土地所有者が加入する場合は、当該土地の土地所有者等の全員の合意のうえ、加入届を提出してください。(第5号様式)
- 変更：土地所有者等の全員の合意が必要です。(第3号様式)
- 廃止：土地所有者等の過半数の同意が必要です。(第6号様式)